

【虐待等緊急対応事業について】**1. 事業の概要について**

- ・昨年8月のあかつき福祉会の短期入所事業の廃止後、虐待等から障害者（児）を一時的に家族等から分離するために必要な緊急用のベッド確保策について検討してきました。
- ・本事業は、緊急利用の障害者を受け入れた日数に応じて、受入事業所に居室確保・支援にかかる費用及び送迎に関する費用を払う「虐待等緊急対応事業」を令和2年度から事業化するもの。

2. 予算の概要について**【歳出】虐待等緊急対応事業**

負担金 554 千円

内訳：居室確保・支援分 434 千円（30 日分）

送迎分 112 千円（60 回分）

3. 緊急対応の対象範囲について

- ・虐待等緊急対応事業で対象とする緊急時の対象範囲は、次のとおりです。
 - ①障害者への虐待又はその恐れがあり、障害者と同居の監護者の分離が必要な場合
 - ②障害者と同居の監護者又は監護者の親族の急病、不慮の事故など、当該監護者による障害者の支援が緊急に困難になった場合
- ・虐待には虐待の疑いがある場合を含みます。

4. 緊急ショート利用の流れ

- ・虐待による分離など緊急対応が必要となった時は、市が直営で運営している障害者基幹相談支援センターに連絡をしてください。地域包括ケア室のケースワーカーが担当の計画相談支援事業所等と協力し、対象障害者の契約先を中心に、市内事業所、事前登録なしでも相談を受けてくれる市外6事業所（豊中市2、茨木市2、吹田市1、摂津市1）などへ順番に連絡し、受入可能な短期入所事業所を探して緊急ショート利用につなげます。市外6事業所は、事業所に空きがあり、職員配置等の事業所側の受入体制が整えられる場合に緊急利用の相談に応じていただけることを確認しています。（市が緊急利用として通年にわたり確保している枠ではありません。）
- ・なお、受入事業所が対象障害者を送迎できない時は、介護タクシー等の利用を支援します。

5. 受入先が確保できなかった場合の対応について

- ・緊急利用が可能な事業所が見つからない場合は、市内で確保した365日、1日1人、いつでも緊急ショートの受け入れをしてくれる事業者の高齢者入所施設の居室を利用し、必要に応じて対象障害者が普段利用している居宅介護や重度訪問介護の在宅サービスを組み合わせ提供し、支援できるよう調整します。

①特別養護老人ホーム白島荘

- ・介護サービスに必要な人員はできる範囲で高齢者入所施設で確保いただく予定です。事業者で人員を確保できない場合も想定しており、必要に応じて外部の事業者（居宅介護や重度訪問介護）による介護サービスを提供し、利用者の方の安心・安全を確保します。
- ・施設及び設備については、高齢者の入所施設とは別の特養内のゲストルーム1室と共用部分を使用できることを確認しています。
- ・送迎は平日・土日問わず日中、ストレッチャー対応の方でなければ事業者で可能です。

②箕面市立介護老人保健施設

- ・事業者では介護サービス提供に必要な人員を確保できないので、外部の事業者（居宅介護や重度訪問介護）による介護サービスを提供し、利用者の方の安心・安全を確保します。
- ・施設及び設備については、高齢者の入所施設とは別の市老健内の家族療養室1室が使用できることを確認しています。
- ・送迎はありません。
- ・なお、本事業は虐待等で家族と分離が必要な場合など緊急対応の事業であるため、長期間の利用は想定していません。緊急分離後もショートステイ利用が必要な場合は、高齢者入所施設での緊急利用中に、対象障害者の契約先事業所等でのショート利用を調整します。

6. 今後の対応について

- ・市としても緊急時の受入場所の確保は喫緊の課題だと認識しており、今後も早急に障害者基幹相談支援センターを中心に、緊急利用相談に応じてくれる事業所を増やしていくなど、障害者の方やそのご家族が抱える緊急時対応への不安が払拭できるよう、様々な解決策を検討していきます。
- ・一方で、当事者の方には、契約先の短期入所事業所を増やすことで、緊急時の受入事業所の選択肢を広げられるため、複数の短期入所事業所と契約していただくよう、ご協力をお願いいたします。